

## 日吉自然の家における新型コロナウイルス感染症対策指針

この指針は政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「対処方針」という。)を踏まえて発行された次のガイドラインに鑑み、長崎市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の決定事項に基づいて、日吉自然の家で行われるすべての活動において、新型コロナウイルス感染拡大予防対策として遵守すべき事項を整理し、今後の取組の参考に供するために作成するものである。

### 【参考ホームページ】

●業種ごとの感染拡大予防ガイドライン(内閣官房HP)  
<https://corona.go.jp/guideline/>

なお、日吉自然の家を管理する事業者(以下「指定管理者」という。)は、対処方針の趣旨・内容を十分に理解した上で、本ガイドラインに示された「感染防止のための基本的な考え方」及び「講ずべき具体的な対策」を踏まえ、施設やイベントの規模や態様等も考慮した創意工夫も図りつつ、新型コロナウイルス感染拡大予防に取り組むとともに、生涯学習の振興拠点としての社会的役割を継続的に果たすことが求められている。

### 1 感染防止のための基本的な考え方

①密閉空間(換気の悪い密閉された空間)、②密集場所(多くの人が密集している)、③密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)という3つの条件、いわゆる「三つの密」のいずれか1つに該当する場面には、感染拡大のリスクが高いと考えられることから、これを避けることなど、指定管理者は、来所者や施設職員への感染拡大防止対策を適切に実施する。

### 2 施設のリスク評価

指定管理者は、新型コロナウイルスの主な感染経路について、施設の職員や来所者などの動線や接触等を考慮したリスク評価を行い、そのリスクに応じた対策を検討し講じる。

#### (1) 接触感染のリスク

他者と共有する物品やドアノブなど手が触れる場所と頻度を評価する。

例) 手すり、ソファ、電灯スイッチ、エレベーターボタン、ドアノブ、テーブル、イス、蛇口レバー、各個室の扉・鍵・レバー、自動販売機 等

#### (2) 飛沫感染のリスク

施設における換気の状態を考慮しつつ、人と人との距離や位置、方向、施設内での大声での対話等が頻発する場所の状態を評価する。

#### (3) 集客施設としてのリスク評価

開催にあたっては、大規模な人数の来所が見込まれるか、県域を越えての来所が見込まれるか、人と人の距離が一定程度確保できるかどうかなどについて、これまでの施設の来所実績等に鑑み、評価する。

(4) 地域における感染状況のリスク評価

施設が所在する地域の生活圏において、地域での感染者の確認状況を踏まえた施設管理への影響について評価する。

### 3 施設管理

(1) 施設内

- ア 清掃、消毒、換気を適切に実施する。
- イ 他者と共有する物品やドアノブ等手が触れる場所を極力少なくする工夫を行う。
- ウ 受付において、アクリル板や透明ビニールカーテンにより職員と来所者との間を遮断し、飛沫感染を予防する。
- エ 入所受付に行列ができる場合は、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けた整列を促すなど、人が密集しないように工夫する。
- オ 鼻水、唾液などが付いたゴミはビニール袋に入れて密閉し廃棄する。
- カ 清掃やゴミの廃棄を終えた後は、手洗いをを行う。

(2) ロビー、休憩スペース

- ア 対面での飲食、会話や学習を回避する。
- イ 間隔を置いたスペースづくり等の工夫を行う。
- ウ 常時機械による換気、又は窓開け換気を行う。  
窓開け換気は可能な範囲で2方向の窓を開ける。
- エ テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行う。

(3) トイレ

- ア 不特定多数が接触する場所（便座、床、ドアノブなど）は、清拭消毒を行う。
- イ トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ウ ハンドドライヤーについては、アルコール消毒  
その他適切な清掃方法により、定期的に清掃した上で使用する。
- エ トイレの混雑時は、最低限人と人とが接触しない程度の間隔を空けた整列を促す。
- オ 清掃者は清掃を終えた後は、手洗いをを行う。

(4) 宿泊部屋

- ア 不特定多数が接触する場所（ドアノブ、窓の鍵、電灯のスイッチなど）は、清拭消毒を行う。
- イ 他のグループとの相部屋は行わない。
- ウ 常時機械による換気、又は窓開け換気を行う。窓開け換気は可能な範囲で2方向の窓を開ける。
- エ 使用後のリネン類は、人が触れないように密閉保管する

(5) 浴室

- ア 不特定多数が接触する場所や備品（ドアノブ、ドライヤー、シャンプー容器など）は、清拭消毒を行う。
- イ 入場人数を制限し密集状態にならないようにする。
- ウ 他のグループと重ならないよう入浴時間を調整する。
- エ 浴室及び脱衣所の常時機械による換気、または利用者がいない時は窓開け換気を行う。窓開け換気は、可能な範囲で2方向の窓を開ける。

## (6) 食堂

- ア 入場時の手洗いまたは手指消毒を依頼する。
- イ 最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔をあけて座席を配置する。また、対面での飲食とならないような席配や対面席の間にアクリル板設置など工夫する。
- ウ 他のグループと重ならないよう時間を調整する、あるいは、各グループを離れたテーブルに分ける。
- エ 常時機械による換気、又は窓開け換気を行う。窓開け換気は、可能な範囲で2方向の窓を開ける。

## (7) 体育館

- ア 共用するスポーツ用具（ネットポール、卓球台など）は、清拭消毒を行う。
- イ 運動している・していないに関わらず、少なくとも1mの距離を空けること。（強度が高い運動は、呼気が激しくなるため、より一層距離を空ける。）
- ウ ウォーミングアップなどでランニングを行う場合には、前の人の呼気の影響を受けるため、並走する、あるいは斜め後方に位置取る等、位置関係を考慮すること。
- エ タオル等の共有は行わないこと。
- オ 飲食については、指定場所以外で行わないこと。
- カ 常時機械による換気、又は窓開け換気を行う。窓開け換気は、可能な範囲で2方向の窓を開ける。

## (8) 屋外施設（ピロティ、炊事場）

- ア 対面での作業を極力避ける。
- イ 他者と共有する物品の消毒を適切に実施する。

## (9) その他備品の使用について

- ア 飛沫の影響があるような物品は、使用を避ける又は使用上の工夫をする。  
例 マイクの使用の際は、ビニールなどで包んだ状態で使用する等
- イ 他者と共有するものは、使用後の消毒を適切に実施する。

## (10) 広報・周知

- 来所者・職員等に対して次の点について周知する。
- ア 適切な対人距離の確保
- イ 咳エチケット、会話の抑制、手洗い、手指の消毒（可能な限り、消毒液はアルコールを用いる）の適切な周知を行う。マスク着用については原則として個人の判断に委ねることを基本とするが、事業者が感染対策上または事業上の理由等により、来所者及び従業員に対してマスクの着用を依頼することは許容される。
- ウ 健康状態等による来所自粛の徹底（健康状態が不調の時は来所を控えるなど）
- エ 差別防止の徹底

## 4 市主催イベント等における基準

別紙「新型コロナウイルス感染拡大防止のための市主催イベント等の取扱い」参照。

## 5 主催事業、自主事業における対策

### (1) 具体的対策

- ア 3密（密閉、密集、密接）の発生が原則想定されないこと（最低限人と人とが接触しない程度の間隔を確保する）。
- イ 飛沫の抑制（咳エチケットの重要性）の周知。

ウ その他、必要に応じて適切な感染防止対策（入場者の制限や誘導、手指の消毒、室内は常時機械による換気、又は窓開け換気を行う。窓開け換気は、可能な範囲で2方向の窓を開ける等）が講じられること。

（2）来所者の安全確保のための具体的対策

次に該当する者の来所制限を実施する。

ア 来所前に検温を行い、平熱比1℃超過の発熱があった場合

イ 息苦しさ、強いだるさや軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合

ウ 備品の貸出しについて適時消毒を行う。

エ パンフレットなどの配布物は手渡しで配布しない。

新型コロナウイルス感染拡大防止のための市主催イベント等の取扱い

1 対象イベント等

- (1) 市主催
- (2) 市が関与している実行委員会形式によるもの

※市主催イベントの方針を踏まえて実行委員会において決定する

- (3) 共催事業については、市主催イベントの方針を踏まえて共催者と協議のうえ決定する

2 イベント等開催の基準等

基本的な感染防止策を徹底したうえで、国の開催基準（収容率、人数上限）に基づき実施することとする。

安全に開催するため、(1)に示した収容率および人数上限とし、(2)に示した適切な感染防止策を講じた上で(3)のとおり「感染防止策チェックリスト（様式1）」を作成して実施する。

(1) 収容率および人数上限

収容率（※）	100%
人数上限（※）	5,000人
収容定員が設定されていない場合	人と人が触れ合わない程度の間隔

※収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度とする

(2) イベント開催するための前提となる感染防止策について

ア 飛沫感染対策

- ・ イベント会場におけるイベント参加者間の適切な距離の確保

イ エアロゾル感染対策

- ・ 機械換気による常時換気又は窓開け換気

ウ 接触感染対策

- ・ イベント参加者によるこまめな手洗・手指消毒の徹底や、主催者側によるイベント会場（客席、入退場口やトイレ等の共用部）の消毒の実施

エ 飲食時の感染対策

- ・ 飲食時の感染対策の周知

オ イベント前の感染対策

- ・ 発熱等の症状がある者のイベント参加の自粛の呼びかけ

カ 感染拡大対策

- ・ イベントで感染者が発生した際の参加者への注意喚起  
（例）HP等を活用した参加者への迅速な周知

キ 自治体からの要請や各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）の遵守

※マスクの着用については、「個人の判断に委ねることを基本とする」ことを踏まえ、必ずしも着用を働きかける必要はないものの、事業者等が感染対策上又は事業上の理由等により、利用者等

にマスクの着用を求めることができる。

(3) 感染防止策チェックリスト（様式1）の作成について

ア 対象：自主事業のうち集客を主たる目的とするもの

イ 内容：感染防止策への対応状況の確認

ウ 運用：ホームページや会場での掲示等を公表、自主事業終了日から1年間保管

3 本基準の適用期間

3月13日から5月7日まで（予定）

※適用期間は、感染法上の位置づけが変更される日までとする。